

令和3年 第15回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年9月24日（金）午前10時

場 所：教育委員会室

令和3年9月24日

東京都教育委員会第15回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第86号議案

杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の受託の議案提出依頼について

第87号議案

東京都公立学校長の任命について（令和3年10月1日付）

第88号議案

元東京都公立学校教員の退職手当支給制限処分について

2 報 告 事 項

- (1) 東京都中学校英語スピーキングテスト事業について
- (2) 令和3年度公私連絡協議会の合意事項について
- (3) 令和4年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について
- (4) 学校における新型コロナウイルス感染症対策の状況について
- (5) 第11期東京都生涯学習審議会建議（東京都における今後の青少年教育振興の在り方）について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香 (欠席)
委員	秋山千枝子
委員	北村友人
委員	新井紀子

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	藤田裕司
次長	松川桂子
教育監	増田正弘
技監	矢内真理子
総務部長	安部典子
都立学校教育部長	谷理恵子
地域教育支援部長	小菅政治
人事部長	浅野直樹
教育政策担当部長	稲葉薫
指導推進担当部長	瀧沢佳宏
(書記) 総務部教育政策課長	軽部智之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和3年第15回定例会を開会いたします。

本日は、山口委員から所用により欠席と届出を頂いております。

本日は、NHKほか10社からの取材と、7名の傍聴の申込みがございました。また、NHKほか9社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員をお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 8月18日の臨時会議事録及び8月26日の令和3年第13回定例会議事録

につきましては、先日配布いたしまして御覧いただきましたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、8月18日の臨時会議事録及び8月26日の令和3年第13回定例会議事録につきましては御了承を頂きました。

机上に9月9日の令和3年第14回定例会議事録が配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第87号議案及び第88号議案につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第86号議案

杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の受託の議案提出依頼について

【教育長】 それでは、第86号議案「杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の受託の議案提出依頼について」の説明を、人事部長からお願いいたします。

【人事部長】 第86号議案、杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の受託の議案提出依頼について御説明申し上げます。

まず1のこれまでの経緯についてでございますが、杉並区は平成18年の法改正によりまして、平成19年度から独自教員の採用を開始し、令和3年度現在、66名の教員が教育活動を行っております。その後、杉並区が独自採用した教員に対する昇任選考の事務の委託について依頼があり、平成27年度から主任教諭選考、29年度から教育管理職選考及び4級職選考を東京都で実施しているところでございます。

次に、2の今回の杉並区からの依頼でございますが、平成29年度以降に実施しております杉並区の独自採用教員に対する教育管理職選考の合格者が、令和4年度以降に教育管理職、すなわち副校長の任用審査の対象となります。

ここで任用審査の御説明をいたしますと、下の米印に記載してございますが、教育管理職選考合格者に対して、現に副校長や副校長級であります統括指導主事などの適格性を有しているか否かを審査するものでございまして、副校長等に任用するに当たっての最終確認でございます。

そしてすぐ上の四角でございますが、杉並区といたしましては、都と能力実証水準の均衡を図る必要があるということで、教育管理職（副校長）任用審査の事務の委託について、都に依頼がございました。

杉並区からの依頼に対する都の対応が3でございます。都は、広域自治体としての立場から、義務教育について一定水準を確保・維持する必要があるがございます。このため、杉並区が任用する副校長の能力実証につきましては、区の求めに応じ、都が行うことが適切であると考えてございます。

以上のことから、杉並区から教育管理職（副校長）任用審査に係る事務について、都が受託し、実施してまいりたいと存じます。

4の今後のスケジュールでございますが、本日御承認頂きましたら、令和3年11月に第4回都議会定例会に議案提出いたしまして、その後12月以降、都と杉並区とで規約等を締結し、令和4年3月までに総務大臣へ届出を行う予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤委員】 この杉並区の平成19年度からの議案ですが、実は私は当時経済同友会の教育問題委員会の副委員長というものをしております、同友会の代表幹事の小林陽太郎さんに対して、当時の杉並区長の山田さんから協力依頼がございました。私は教育問題委員会を束ねる立場だったものですから、代表幹事の要請に基づいてお手伝いということで、この当時、御存じのように杉並師範館という名称でございまし

た。1期生から何期生ぐらいまでですか、今66名残っておるということですが、ほとんどの今の先生の卵たちに、私たちは研修を担当してまいりまして、卒業後、学校に赴任してからも、フォローアップというものを経済同友会としてやってまいりました。

ただ、そのときに非常に私は矛盾といいますか、変だなと思ったのは、当時の状況からいきますと、管理職になれない。それで、これは東京都の教育委員会に、いろいろなことでお願いをして認められて、その対応をすることによって、管理職の道が開けました。しかしながら、杉並区の小・中学校、特に小学校ですね、この師範館出身の先生と、それから都教委採用の先生と一緒にやっているわけですね。能力的にどうなのかというようなことはあるんですが、片方は杉並区採用の師範館出身の先生、これは管理職になれない、片方はなれるというのは、これは子供の教育上も良くないのではないかと。杉並区として、東京都の教育委員会にお願いすべきことがあるなら、これは頭を下げてお願いをする、事情を説明してお願いをすべきだというような意見は申し上げてまいりました。

その後、師範館は御案内のように途中で終わるということになりまして、卒業生は66名のまま、何人か辞めた人もいますけれども、中途半端になっているんですね。やはり僕はそのときに、教育に携わる者はゴーイングコンサーンでなければいけない、継続性というものがものすごく大事、途中で切れてしまうというのは、教育という観点、子供に迷惑です。ただ、この66名の先生たちというのは非常に志高く、三十何歳になってから、社会人になってから、やっぱり教育をやろうということで教師を目指してきた人たちがたくさんいました。中には、教職課程を大学時代を取っていないので、30歳過ぎてから改めて教育実習、これをやらなければいけないと。ただ、教育実習を受ける学校がないというようなことで、私自身、教育実習を受け入れてくれる学校探しに奔走した記憶がございます。従って、志のある先生たちをこのままにしているのかということは、私は杉並区の人たちには申し上げて、経済同友会としてもそういうことは。

その後、いろいろ事情を私も聞きましたけれども、杉並区の方で東京都の教育委員会にお願いをするという形でこういうことになりました。今日、この議案を私は見ま

して、本当にうれしいです。ほっとしました。これで志のある先生たちが、きちっと教員として活動し、そしてこういうような研修、テストを受けて、管理職の道が開けるということを、この議案を見て私は本当にうれしいんですね。それは、当初師範館に携わった者としての感想です。

私は、ひょっとすると、この議案に携わってはいけないのではないかと、利害関係者ではないだろうかというようなこともちょっと御相談をしたんですけども、いやいや、特に私が理事長とかそういう立場ではなかったわけですから、いいでしょうということで、議案に参加させていただきましたけれども、もちろん私はこれは大賛成ですので、しっかり次のステップに進んでいっていただければと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 今回この教育管理職（副校長）と書いてあって、まだ校長が含まれない理由は何ですか。

【人事部長】 この独自採用教員制度でありますけれども、制度が始まる時に、文科省が通知を出しております、校長については都費負担教員として任用する必要があるという解釈を示してございます。杉並区の独自採用教員の方々は都費負担教員ではないので、そのままでは校長にはなれません。なるためには都費負担教員の身分を取得することで可能となるんですが、杉並区の独自採用教員の方はそのままの身分では校長選考を受けることはないので、今回は副校長になっております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではほかにございませんようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきまして原案のとおり御承認をいただきました。

報 告

(1) 東京都中学校英語スピーキングテスト事業について

【教育長】 それでは次に報告事項（１）東京都中学校英語スピーキングテスト事業についての説明を、指導推進担当部長及び都立学校教育部長からお願いいたします。

【指導推進担当部長】 指導部から、最初に東京都中学校英語スピーキングテスト事業の令和３年度の進捗状況について御説明いたします。

資料を御覧ください。

最初に（１）事業の目的でございます。東京都では、資料にもございます、様々な施策を通して、小・中・高等学校で一貫した英語教育を推進しております。本事業は、その取組の一環といたしまして、中学生の話すこと的能力を測るアチーブメントテストとして実施をし、その結果を小学校・中学校・高等学校における英語指導の改善に活用することを目的としております。また、義務教育における英語学習の成果を的確にみるために、都立高校入試においてその結果を活用いたします。

右側（２）番、事業スキーム及びスピーキングテストの特徴でございます。本事業は、都教育委員会と事業者が協定を締結いたしまして、共同で実施をいたします。今年度よりテストの名称をE S A T－Jとし、新たなスピーキングテストとして実施をしております。

本テストは、学習指導要領及び都教育委員会の出題方針に基づきまして、授業で実際に行われている、事実や自分の考え、気持ちなどを伝え合ったりする「話すこと」の取組の成果を評価するテストでございます。

結果につきましては、生徒個人に返却するスコアレポートにおきまして、「スコア」、英語力の指標として「参考CEFRレベル」、都教育委員会の基準による段階別評価の「E S A T－J GRADE」の表示をいたします。そのほかにも、生徒の次の目標設定のための学習アドバイスなども記載をいたします。

次に中段（３）今年度の事業実施概要について御説明をいたします。

今年度は、都内公立中学校全中３生約８万人を対象としまして、「確認プレテスト②」と称して御覧のとおり実施をいたします。今年度は外部会場、中学校会場ともに授業時間内に学校の教育活動として実施をいたします。実施方式は、これまで検証してまいりましたスピーキングテスト専用のタブレット端末、イヤホンマイク、防音用

イヤーマフ、右側に写真がございますけれども、これらを使用いたしまして解答音声を録音する形式で実施をいたします。結果につきましては、先ほど触れました生徒個人に加えまして、学校及び自治体それぞれに返却をいたします。

下段（４）感染症対策でございます。実施に当たりましては、通常の学習活動と同様に、新型コロナウイルス感染症対策を講じます。（４）感染症対策を御覧いただきまして、対策として、生徒間の距離、換気、マスクの着用ほか、御覧いただいております対策を徹底いたします。解答の際には、口に近い位置から、マイクから音声を録音いたしますので、特に大きな声で話すという必要はございません。各地区の教育活動の実施状況や、都内の感染状況を踏まえまして、区市町村教育委員会と緊密に連携をして実施をいたします。感染状況に応じた緊急対応なども想定しながら、準備を進めて実施をまいります。

最後に（５）令和４年度以降の予定についてでございます。来年度は７月下旬から９月上旬までの期間で、申込みと特別措置申請を行っていただく予定でございます。試験日は１１月２７日の日曜日、感染症等で受けられなかった生徒を想定しまして、予備日として１２月１８日を設定しております。結果は１月中旬以降、生徒個人と中学校、自治体宛てにそれぞれ返却をいたします。

私からの説明は以上でございます。

【都立学校教育部長】　　続きまして、都立高等学校入学者選抜におけるE S A T－J結果の活用について、次ページで御説明申し上げます。

都立高校入学者選抜では、令和４年度に実施いたします令和５年度入学者選抜から、当該E S A T－Jの結果を活用し、英語４技能のうち「話すこと」の能力を見ることといたします。

資料では、活用の手順を（１）から（３）の３段階でお示ししております。

まず（１）中学校からの提出でございます。先ほど説明がございましたとおり、E S A T－Jの結果が１月中旬に中学校へ提供されます。中学校が提供を受けた結果を、生徒の調査書に記載し、進学希望先の都立高校に御提出をいただきます。調査書の様式は、図のように、諸活動の記録の欄にE S A T－Jの結果を記載する欄を新たに設けます。

次に、(2) 評価の点数化でございます。都立高校はAからFまでの6段階で提出されましたESAT-Jのスコアを、図のように0点から20点まで4点刻みで点数化いたします。

最後に、(3) 総合得点への加算でございます。都立高校では、学力テストの得点と調査書点の合計にESAT-Jの換算した点数を加え、総合得点を算出いたします。例えば第一次募集・分割前期募集であれば、学力検査の得点500点を最終的に700点に換算し、また調査書点の65点を300点に換算しておりますが、ESAT-Jの結果20点を加えた1020点満点が総合得点となるというものでございます。なお、右の囲みに記載しましたとおり、ESAT-Jを受験しなかった生徒も入学者選抜において不利のないよう取り扱いたいと考えております。具体的には、矢印の下側ですけれども、当該不受験者の学力検査の英語の得点から、仮のESAT-Jの結果を求めまして、総合得点に加算していきたいと考えております。このような手順により、ESAT-Jの結果を都立高校入学者選抜で活用する予定でございます。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

北村委員。

【北村委員】 英語の4技能をバランス良く育もうということで、話す力をきちんと見ていきたいと思いますという趣旨はよく分かりますし、この都立高等学校の入学者選抜の仕組みというのにも適切なのかなと思っはいるんですけれども、確認をさせていただきたいのが、このテストの難易度みたいなことについて確認をさせていただきたいんですけれども、元々アチーブメントテストということですから、基本的に英語の基礎的な力があれば、誰もがある程度できるというのがアチーブメントテストだと思うんですね。極端に難度の高い問題を出して合格者選抜のために扱うようなテストというよりは、日常の英語の学習がきちんと定着していて、読み書きがしっかりとできている子であれば、ある程度話すこともできるはずで、そういう意味ではそんなに極端に難しい問題が出たりとかというようなことがないはずという、そういうアチーブメントテストなんだということが前提なのかなと個人的には理解をしているんですが、

それが正しいのかということを確認したくて。それが正しいということであれば、そのことをきちんと受験者の方々に、生徒さんたちに理解してもらうことが大事ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【指導推進担当部長】 今お話がありましたとおりでございます。アチーブメントテストという言葉を使ってお話ししていますのは、いわゆる入試問題のように、受験した集団の中での相対的な位置を見るということを目的としたものとは違って、元々私たちの方で基準を設けて、それに対する絶対評価を行うという趣旨で実施をする立て付けでございます。併せて、難易度というものは、主観的なものもございませけれども、あくまでも学習指導要領と、それから都教育委員会の方針に基づいて問題を作成いたします。ですので、通常、学校の中で行われている教育活動の延長として出題をされますし、きちんとそれに応じて対応していただければ、十分に対応できる、そういう内容になると考えております。

また、2点目につきまして、十分にその趣旨を学校、生徒それから保護者に周知していくことが重要だと考えておりまして、これまで昨年、それから一昨年とフィージビリティ調査やプレテストを実施してきて、その問題なども公開はしてきたところでございますが、更にその趣旨をよく説明をしていくという重要性を考えておりますので、御指摘のとおり今後も進めていきたいと思っております。

【北村委員】 入試に関わることですので、生徒自身もそうですし、保護者の方々もいろいろな心配をされる面があるかと思っておりますので、正に今御説明いただいたように、どれだけ到達できているのか、達成度のアチーブメントのテストですので、いわゆるこれで合否を決めるような性格のものではなくて、きちんと普段の英語の学習が定着しているということを確認するものなんだから、必要以上に心配するわけではなく、しっかりと学習に取り組んでほしいということを、是非学校の現場でも伝えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 今、北村委員とのやりとりで私もだいぶ安心をしました。御存じのように、TOEFLのようなものでもスピーキングテストはさせられます。TOEFL

Lのスピーキングテストには大きな問題がありまして、それは、例えばですけれども、親戚の中であなたが一番尊敬している人は誰ですか、その理由を答えましょうとか、この夏休みにどんな活動をしましたか、どういうことが楽しかったのか言ってみましょうとか、人生の夢は何ですかというように、日常生活に対して恵まれたお子さんは答えやすいけれども、そうでないお子さんは非常に答えにくいという問題が出されることが大きな問題だというふうに指摘されています。東京都で出題する問題は、作問委員が自然だと感じて、一部のお子さんにとっては自然でない可能性がありますので、そういう観点からも、出題される問題が一部のお子さんに不利にならないように、十分な配慮を行って作問していただきたいと思います。

【指導推進担当部長】 その点については、本当に十分配慮しながら問題作成をしていきたいと思います。

補足してお話いたしますと、その点が東京都と一緒に監修をして問題を作っていることの重要な意味の一つだと考えております。また、付け加えますと、様々な受験する生徒への配慮の中には、やはり受験者の普段の生活、その地域での文化的な配慮、そういうものも非常に重要だと専門家からも指摘を頂いて、私たちもそう考えています。ですので、例えば海外の受験生を想定した問題をそのまま使うことのような問題点なども、この間十分配慮してきておりまして、東京の今回のこの試験に適切な出題内容を、その地域、生徒の状況にも合わせた上で出題するということは十分に配慮して、問題作成をしていきたいと思います。

【新井委員】 大変安心しました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員。

【秋山委員】 このESAT-Jはずいぶん慎重に準備をされてきたことと思います。今回、このESAT-Jは都立高等学校入学選抜に用いられるということですが、私立の高校も活用したいという申し出は想定されていますでしょうか。

【指導推進担当部長】 想定しております。ですので、私立に通うお子さんも受験する機会を別立てで設定をいたしまして、受験をしていただきたいと。あるいは、将来的には、この実績が進んでいけば、私立の高校でもより広く利用していただける可

能性も出てくると思いますが、いずれにしても当面は誰でも受けられる、私立に通う中学生も受験できるような、あるいは他県のお子さんでも都立を受験希望する際には受けられるような、そこについても十分配慮していきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御質問・御意見等ございませんようでしたら、本件につきまして
は報告として承りました。

(2) 令和3年度公私連絡協議会の合意事項について

(3) 令和4年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

【教育長】 それでは次に報告事項(2)「令和3年度公私連絡協議会の合意事項
について」、それから関連がございますので、報告事項(3)「令和4年度東京都立
高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について」を、都立学校教育部長から一括で御
説明をお願いいたします。

【都立学校教育部長】 報告事項(2)令和3年度公私連絡協議会合意事項につい
て、まず御説明申し上げます。

東京都と東京私立中学高等学校協会は、令和元年9月に、第五次中期計画を合意の
上決定し、期間中の基本となる計画進学率及び公私分担率を定め、これを基に年度ご
とに就学計画を策定して、公私双方の具体的な受入れ人数を定めております。令和4
年度高等学校就学計画につきまして、東京私立中学高等学校協会と協議を重ねてまい
りまして、去る9月21日に、令和3年度公私連絡協議会におきまして、資料の記書き
のとおり合意をいたしました。

合意内容でございますが、1の「受入枠について」でございます。中期計画では、
進学率を95.0%と定めたところでございますが、中期計画合意以降も、全日制等進学
志望率の漸減傾向など、生徒の進路選択の状況に更なる変化が生じておりますことか
ら、協議を行い、令和4年度の就学計画を立てる上では、進学率を94.0%、公私分担
比率を都立59.6対私立40.4といたしました。これにより、令和4年度においては、都
立高校で4万600人、私立高校で2万7600人の受入れを行うということで協議が整い

ました。昨年度に比べ、私立高校が900人、都立高校は1400人の増となっております。

昨年同様、受入れ分担を確実に履行するため、(2)のアからウの事項、また、2ページの(1)から(6)に、入学者選抜に関します日程や、私立高校の入学金に関する配慮等について記載をさせていただいております。

また、(7)として、男女合同定員による入学者選抜の在り方についての記載を新たに追加しております。アでございますが、男女合同定員による入学者選抜を目指すに当たっては、公立中学校卒業予定者の適切な進学機会の確保が重要でございます。イでございますが、そのため、中学校の進路指導に与える影響が大きいこと等を考慮し、段階的・計画的に進めていく必要がございます。ウでございますが、都立高校がまず緩和実施校の規模や緩和率の拡大に取り組み、その結果を踏まえて、男女合同定員による入学者選抜への見直しを進めていくこととしております。また、合同定員の実施時期については、令和4年度入学者選抜の結果の分析等を踏まえることとし、引き続き協議するとしております。

合意事項は以上でございます。

今後でございますが、この就学計画の都立高校受入れ数値を基に、必要な調整を加え、各学校の募集人員を定めていきたいと考えております。詳細につきましては、10月の教育委員会に議案としてお諮りする予定でございます。

引き続きまして、報告事項の(3)でございますが、令和4年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について御説明申し上げます。

まず1の主な日程でございますが、既に5月に御報告をしたところでございますけれども、例年どおり、1月下旬から3月下旬にかけて実施することとしております。なお、推薦に基づく選抜は、新型コロナウイルス感染症への対応として、来校回数を極力減らす趣旨で、原則1日としております。

続きまして、2の主な変更点についてでございます。(1)の出願手続について、郵送による入学願書の提出でございますが、昨年度は中学校が取りまとめて郵送することとしておりましたが、志願者が各自郵送により提出する方法に変更いたします。なお、インターネットを活用した出願については、今年度は20校に学校数を拡大し、試行実施を行ってまいります。

次に、（２）の推薦に基づく選抜ですが、２点ございます。１点目、都立立川高校への創造理数科の設置に伴い、新たに理数等特別推薦の制度を設け、選抜を実施してまいります。２点目ですが、農業に関する学科、商業に関する学科及び産業科において、推薦に基づく選抜の対象人員枠を募集人員の40%以内に変更しております。

２ページ目、（３）でございますが、海外帰国生徒等対象の選抜に関しまして、これまで、保護者が父及び母の両親である場合、その両親に伴って海外に一定期間在住したことが応募資格の要件の一つとなっております。これを、原則として父母のどちらか一方だけでもよいということに改めさせていただいております。

続きまして、３ 新たに開校する都立小台橋高校でございますが、他の定時制高校と同様、男女合同定員制とし、また他のチャレンジスクールと同様、面接と作文による検査を実施することとし、学力検査は実施せず、調査書の提出も要しないこととしております。

４でございますが、今後の日程でございます。本要綱の概要の周知に係る説明会や、都立高等学校等合同説明会を記載してございます。合同説明会は、今年度は計３回実施し、事前申込みをいただいた上で、10月31日に晴海総合高校、11月7日に立川高校、11月14日に新宿高校で開催する予定でございます。

続きまして、関連する今後の予定事項等について御説明申し上げます。

別紙１を御覧ください。東京都立高等学校入学者選抜における男女別定員から男女合同定員への移行についてでございます。

１ 段階的・計画的な移行についてでございます。現在、男女別定員を定めているのは、単位制及びコースを除く全日制普通科の都立高等学校でございます。この男女別定員を定めている都立高校の男女合同定員による入学者選抜への移行につきまして、次のとおり進めてまいります。

都立高等学校の男女合同選抜を目指すに当たっては、中学校の進路指導に与える影響が大きいことなどを考慮し、段階的・計画的に進めてまいります。そのため、まず男女別定員の緩和措置実施校の規模や、緩和率の拡大に取り組み、その結果を踏まえて男女合同選抜への移行を進めていくことといたしました。具体的には、令和４年２月に実施します、令和４年度入学者選抜においては、対象校である109校全校で10%

の緩和措置を行います。また、男女合同選抜の時期につきましては、令和4年度入学者選抜の結果の分析などを踏まえて検討してまいります。

下段の移行イメージ図を御覧ください。

第一段階として、男女合同で決定する割合10%を対象校全校に拡大いたします。先ほど申し上げましたとおり、今回の令和4年度入学者選抜からの実施といたします。そして、結果の分析などを踏まえながら、第二段階の20%、第三段階の男女合同定員と移行していくイメージでお示しをしております。

次ページを御覧ください。

緩和措置に係るシミュレーションの主な結果についてでございます。令和3年度の入学者選抜（第一次募集・分割前期募集）におきまして、男女別定員を設定していた学校のデータを基に、全校10%緩和措置を実施した場合と、全校20%緩和措置を実施した場合、男女合同で決定した場合について、それぞれシミュレーションを行いました。主な結果は次のとおりでございます。

まず（1）ですが、男女合同定員を実施した場合との女子の合格者数の差をグラフでお示ししております。現状のグラフを御覧ください。令和3年度入学者選抜の結果でございますが、男女別定員を設定している110校のうち、42校は緩和措置を実施しており、その点も考慮した内容となっております。グラフは左から男女合同定員との女子合格者数の差が大きい学校の順に並べております。左端の学校の最大差32人とは、男女合同定員であれば合格となりますが、現状では不合格となる女子生徒が32人いることを示しております。逆に、右端のグラフはマイナスに伸びております。これは男女合同定員であれば合格となりますが、現状では不合格となる男子生徒ということを示しております。また、グラフの中央に矢印でお示ししておりますとおり、既に33%の学校、36校が男女合同で実施した場合と同じ結果となっております。

次に、第一段階として、全校10%の措置を実施した場合でございます。この場合、59%の学校、65校が男女合同で実施した場合と同じ結果となっております。さらに、第二段階としまして、全校20%の緩和措置を実施した場合、85%の学校、93校が男女合同で実施した場合と同じ結果となっております。このように、全校10%、20%と移行することで、合格者数の差が縮まるとともに、男女合同定員で実施した場合と同じ

結果になる学校が増えていくと考えております。

今、御説明したグラフの、1校1校の数値は次のページに掲載しております。

3 学校別数値を御覧ください。

学校の並び順は、前ページの（1）の現状でお示ししたグラフと同じ順で並べさせていただいており、現状において、男女合同定員の女子合格者数の差が大きい順となっております。例えば1番の学校の現状の欄を御覧いただきますと、男女合同定員であれば合格となるが、現状では不合格となる女子生徒が32人いること、この男女の合格最低点の差が35点という結果を示しております。この学校が10%の緩和措置を行うと、男女合同定員であれば合格となるが、不合格となる女子生徒が19人、合格最低点の差が21点にそれぞれ減ります。20%の緩和措置を行うと、人数の方が6人、合格最低点の差は6点にそれぞれ減るといふこととさせていただきます。また、男女合同定員と同じ結果になるところには、0を入れまして、網掛けでお示ししております。学校番号の57番から92番の学校は、こちらに該当する学校でございますので、同じ結果になるので記載を省略させていただいております。そして93番以降の学校は、男子生徒が男女合同定員であれば合格となるが、現状では不合格となっている学校となっております。

4ページにお戻りください。（2）の男女別の合格者数の推移でございます。こちらは現状から段階を踏んで、第三段階の男女合同定員まで、男女別の合格者数の推移を示すグラフでございます。上が女子合格者数、下が男子合格者数でございます。先ほどの学校別数値の表の現状段階における合格者数の差を足し上げてまいりますと、現状から男女合同定員に移行した場合、女子は約700人、男子は約100人、それぞれ合格者数が増えることとなります。よってグラフにございますように、トータルしますと、男女合同定員になった場合は現状よりも女子は約600人増え、逆に男子は約600人減るといふシミュレーション結果となっております。

別紙の1の説明は以上でございます。

最後に別紙2でございますが、東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）結果の東京都立高等学校入学者選抜への活用についてでございますが、先ほどの御報告と同じ内容ですので、説明は省略させていただきます。

これらの資料を区市町村教育委員会にもお送りして、中学校等への周知を予定して

いるところでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらよろしくをお願いいたします。

新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。本件は大変心配をしてきたことですので、今回このようにデータがまず示されて、そしてこの問題を都民全員で、この問題意識を共有できるようになったということは良いことですけれども、この600人、毎年、本来合格できるはずだった女子が不合格になっていた。10年であれば6000人以上であろうということを思いますと、大変心が痛みます。47都道府県ある中、男女別定員を維持しているのは東京都だけです。そのことを、この10年以上の間放置してきたという不作為は責められるべきで、私も教育委員の一人として、今まで不合格になってきた方々におわびを申し上げたいと思います。

そして、本件ですけれども、男女別定員から男女合同定員への移行のイメージの部分、別紙1の最初のページですが、6の3になりますが、各段階のイメージの第一段階は令和4年2月に実施がされるということで、年度目標が書かれていますが、第二段階、第三段階に関しては、年度が書かれていないことを、今、大変残念に思います。ただ、一方で、東京都は女子の私立高校が多いということがあります。そして、95%ですから、ほぼみんなが、多くが高校進学を願っているという現状を考えますと、急激な変化により、万が一女子私立学校の経営が突然行き詰まるようなことがあって、高校に進めない方が出る、不本意な中で高校に進学できないお子さんが出るであるとか、非常に遠い学校に通わなければならないという状況が出るということを考えますと、1～2年程度ということを進めて、シミュレーション等を行い、私立学校との協議を進めなければならないということも、現実としては理解ができます。ただし、東京都では男女共同参画を力強く進めていくということでございますし、都民の理解を得るためには、なるべく速やかにこのことが進むということをお願いいたします。

以上です。

【都立学校教育部長】 先生の御意見を踏まえて、引き続き進めてまいりたいと思

います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いいたします。

【北村委員】 私自身、中学生の娘がおりますので、他人事でなくこの問題を考えてまいりましたが、学校現場で進路指導をする上で、先ほど新井委員のお話でありましたけれども、急激な変更というのは、進路指導の面でも非常に大きな混乱をもたらしますので、どういう形で、ソフトランディングという言い方は変ですけども、それをさせていくかというのはすごく難しさがあるだろうなどは想像しています。ですので、どこまで何を開示するかというのは僕自身もよく分からないところもあるんですが、できるだけ入試に関する情報であるとか、そういうものをオープンにしていくことによって、余計な心配とか、疑心だとか、そういうものを生まずに、あの学校だとかこういう感じで入試が行われているなということがよく伝わるような形で、これからも情報公開を積極的にしていただきたいなということを、一言だけ申し上げたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 データの提供について、進路指導の担当の方、あるいはそれを通した受験生への情報提供がしっかりいくように取り組みたいと思います。

【教育長】 遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 いろいろ御説明をいただきましたけれども、新井委員が御指摘になったとおり、この第一段階、第二、第三のこういうスケジュールが示されたのは非常に結構だと思います。着地点として第三段階、これは今まで具体的にはこういう形ではなかったと思いますので、是非その着地点に向けて、いろいろ障害があると思いますが、根本は何かというと、東京の中学生が高校進学するに当たって混乱をしないようにということ、マイナスにならないようにということが原点だと思います。この問題については、周辺でいろいろなことが言われるかと思いますが、やはり都民の皆さんの、中学生、そのために東京都の教育委員会が何をするのか、それがあくまでも原点だということ、それを忘れないで、今後対応を進めていただければと思います。非常に結構だと思いますので、よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、ただ

いま各委員からいろいろ御意見を頂戴いたしました。ここで男女別定員から男女合同定員制への移行につきまして、もう一度全体の流れを私の方からも確認をさせていただきたいと思います。

都立高校の全日制普通科で実施してきました男女別定員について、男女合同定員に移行していくことにしたということが、まず1点でございます。それから、その移行に当たっては、受験生や中学校の進路指導への影響を考慮し、段階的、計画的に進めることといたします。その初めといたしまして、まず令和4年度入学者選抜、これは令和4年2月実施のものでございますが、昨年度は42校において実施をしました現行の10%の緩和措置を、来年の入試では、109校という形になりますけれども、全校で10%の緩和措置を実施いたします。これにより、男女合同定員と同じ結果になる学校を増やしていくとともに、男女間の合格最低点の差を縮めてまいります。また、令和4年度入学者選抜の結果の分析等を踏まえまして、男女合同定員の実施時期について検討をしております。受験生の進学先が確保されることの確認を行いつつ、早期に男女合同定員への移行を目指すというふうにしたいと思います。

以上、最後のところで全体の流れを確認させていただき、報告として承る形としてよろしゅうございましょうか。

【新井委員】 大変結構だと思います。

【教育長】 ありがとうございます。それでは、報告として承りました。

(4) 学校における新型コロナウイルス感染症対策の状況について

【教育長】 それでは次に報告事項(4)「学校における新型コロナウイルス感染症対策の状況について」の説明を、教育政策担当部長からお願いをいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、私の方から報告資料(4)に基づきまして、学校における新型コロナウイルス感染症対策の状況について御説明を申し上げます。

前回の教育委員会におきまして報告をいたしました。新型コロナウイルスの感染拡大リスクを軽減するための取組として、検査の充実を図るため、PCR検査及び抗原簡易キットの活用を行っております。今回は、これまでの実施状況についてまず御

説明をいたします。

まずはPCR検査の実施状況でございます。PCR検査は、学校におきまして陽性者が判明した場合に、感染を拡大させないための取組として、保健所の調査を待たずに、濃厚接触者に相当する方に対して、保護者の同意を得て実施するものでございます。9月21日時点になります。都立学校におきましては、39校で380件の検査を実施しており、4校で5件の陽性疑いが判明してございます。現在、クラスター等の発生事例はございません。区市町村立学校につきましては、2地区で2校、21件の検査を実施しておりますが、陽性疑いは出てございません。

次に、抗原簡易キットについてでございます。教職員や児童・生徒が出勤や登校後に体調を崩した際は、帰宅し、医療機関を受診することが基本となりますが、すぐに医療機関を受診できない場合などに、抗原簡易キットを活用することになります。こちらは文部科学省より配布されたものを活用してございます。こちらも9月21日時点となりますが、都立学校において、1校1件の使用実績がございます。結果は陰性でございましたが、検査後帰宅させ、医療機関の受診を勧めてございます。

次に、ワクチンの接種状況について御報告を申し上げます。

まず教職員です。東京都では、新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する教職員に対して、大規模接種会場での優先接種を進めてきました。8月28日までに約3万5,000人の教職員が2回目の接種を完了してございます。

また、都内全公立学校の教職員等につきましては、9月1日時点のワクチン接種状況の調査をいたしました。ワクチン接種は本人の意思に基づく任意接種となっておりまして、この調査への回答は任意であることを周知した上で、管理職が個々に聞き取るような形で調査を実施いたしました。調査に当たりましては、都の大規模会場だけでなく、地域の住民接種など、接種機会は問わず、またワクチンもファイザー、モデルナなどの種類も問わないものとして行っております。調査対象は、臨時的任用教職員や非常勤教職員を含む教職員と、スクールカウンセラーや部活動指導員などの会計年度任用職員、スクールバスなどの委託業者を含む教職員以外の学校関係者となっております。

調査の結果を右側のグラフに示してございますが、教職員の約83%が2回の接種を

完了し、1回目のみを含めると約89%がワクチン接種を受けている状況でございます。また、教職員以外の学校関係者につきましては、約82%が2回の接種を完了しております。1回目のみを含めると約88%がワクチンの接種を受けている状況でございます。今後の接種希望を含めると、教職員の約97%、教職員以外の他の学校関係者の約98%が接種をする見込みとなっております。

教育委員会といたしましては、引き続き福祉保健局と連携し、希望する教職員がワクチン接種を受けられますよう、接種機会の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、一番下の若年層についての報告でございます。12歳から19歳の若年層のワクチン接種状況について御説明いたします。

教育委員会では、大規模接種会場における対象年齢の引下げと時期を合わせ、保健の学習内容と関連付けて、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、中学生・高校生向けのリーフレットを作成し、接種を推進してまいりました。福祉保健局の調査による、9月15日時点の東京都の接種実績が右側のグラフになります。12歳から14歳の約14%が2回の接種を完了しており、1回目のみを含めると約36%が接種を受けている状況でございます。また、15歳から19歳では、約26%が2回の接種を完了しており、1回目のみを含めると約50%が接種を受けている状況でございます。今後、受験や就職活動を前に、希望する生徒がワクチン接種を受けられるよう、引き続き正しい知識や必要な情報を提供するなどして、接種を推奨してまいります。

次の資料は、参考としまして、都立学校の感染状況のグラフになります。新規陽性者数は、8月中旬をピークに減少に転じている状況の中で、2学期が始まり、データを見る限りは学校が始まったことで陽性者が拡大していくという状況ではなかったということが見て取れるかと思えます。

最後に、ここからの資料は、9月16日に行われました第63回東京都新型コロナウイルス感染症対策モニタリング会議において報告された、オリンピック・パラリンピックに関する報告資料となります。

この1枚目の資料は、東京2020大会がもたらした価値として、競技結果が示されると共に、この大会はコロナによって分断された世界をスポーツの力で一つにしたとの報告がございました。

2枚目の資料は、安全・安心な大会の開催として、コロナ禍において開催された大会ではございましたが、プレイブックによる水際対策の徹底や、健康管理、検査の実施などの対策を講じたことにより、大会期間中の陽性率が空港検疫検査で0.1%、スクリーニング検査で0.03%と、当初の予想よりは低く抑えられたとの報告がございました。また、ピーク時においても、都内における訪日大会関係者の入院者数は2名、宿泊療養施設入所者数は49名だったとのこと。専門家の方からは、大会は安全に行われた、バブルや選手村での検査はうまく機能したとの評価を頂いたとのことでした。

次の3枚目の資料は、安全・安心な大会の開催として、一人の感染者から何人に感染が広がるかを示す実効再生産数の推移を、5月からオリパラ閉会式までの間の数字を示したグラフになります。6月中旬には1を超えまして、上昇が続いたものの、オリンピック開会式前日の7月22日の1.5をピークに下降に転じ、パラリンピック開催中は0.8と1を下回っていたという状況でございます。開催時には、TDM等によって、交通量や人流の抑制が図られたとのことでした。また、この大会で得た様々な経験を、多様な人々が支え合う共生社会、SDGsを目指す持続可能な社会の実現など、レガシーとして未来の東京にしっかりとつないでいくとの報告がございました。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、何か御質問・御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 感染者数が減ってきているということで、少し安堵してきていますが、そのためにこのワクチンの接種のスピードが緩まないようにしていただきたいと思います。若年者層も、今、打っていますので、是非危機感を緩めることなく進めていっていただきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 PCR検査のところで、件数が380件で、陽性疑いが5件になって

います。このときに、やはり感染症対策をしっかりしているから、周囲に陽性者が出ていないのではないかと思います。そのときに、実施されたところで何か特別な感染症対策をしたのかどうか、通常のこれまでの感染症対策でも十分予防し得たのかというところを明らかにしていただくと、現場の方も感染症対策を自信を持ってやれるのではないかと思います。

【教育政策担当部長】 PCR検査キット等の配布については、実際に活用が進んでいるということで、この辺りについてはまた事後に、具体的にどうであったのかというような検証も含めて検討していきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 この間、児童・生徒たち自身、また先生方、教職員、学校関係者の皆さんは非常に御尽力されて、感染症対策を積み重ねてこられたなということを非常に感じております。今後の接種希望を含めて、97%の教職員、また教職員以外の学校関係者は98%、これは本当に高い数値だと思うんですね。ですから、もちろんあとほんの数%の中には、様々な御事情で接種できない方もいらっしゃると思いますので、そういった方々への配慮を決して忘れることなく、ただこれだけの方、学校関係者の方に御理解いただけたということは、非常に感謝申し上げたいと思っております。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。

(5) 第11期東京都生涯学習審議会建議（東京都における今後の青少年教育振興の在り方）について

【教育長】 それでは次に報告事項（5）「第11期東京都生涯学習審議会建議（東京都における今後の青少年教育振興の在り方）について」の説明を、地域教育支援部長からお願いいたします。

【地域教育支援部長】 それでは、第11期東京都生涯学習審議会から出された建議につきまして御報告をいたします。

生涯学習審議会は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の第10条に基づきまして都道府県に設置されるものでして、東京都では平成4年に東京都生涯学習審議会条例を制定し、設置されました。去る9月16日に、当該審議会から、東京都教育委員会に対しまして、第11期建議が提出されましたので、その内容について御報告をさせていただきます。

今回の審議テーマは、東京都における今後の青少年教育振興の在り方についてとしております。審議会は令和元年9月に発足し、12回にわたり審議を進めてまいりました。審議会委員はここに掲げた10名の方々でございます。

審議の経過につきましては、下側の囲みの中のとおりでございます。第8回から第10回までは、都内で青少年や若者の育成支援に関わるNPOの代表を招いて審議をいたしました。

第11期の建議の内容について御説明をいたします。大きく四つのポイントがございます。これを一言で表しますと、青少年教育が持つ固有の役割を確認した上で、青年期から成人期への移行の困難さの克服を目指しまして、全ての青少年が将来の担い手として成長するための育成支援の考え方を示すことにございます。

4点のポイントを、この後を含めます2枚のスライドで御説明をさせていただきます。

まず青少年教育が持つ固有の役割につきましては、青少年の自発性に基づくこと、現実社会における実体験を通じて社会性の発達を促すことと捉えております。

次に、青年期から成人期への移行の困難さとは、高度情報化の時代に入り、青年から成人への移行パターンが個別に複雑多様化している状況を踏まえた対応が求められることを指しております。

次に、全ての青少年を対象とするとは、現在実施している青少年対象の施策は、主として青少年が抱える困難さを個別に対象といたします、ターゲットアプローチが主流となっております。全ての青少年が社会参加の意欲を高めるためのユニバーサルアプローチの支援が弱いというのが現状でございます。その状況に対しまして、

青少年教育がこのユニバーサルアプローチを担うべきとしてございます。

そして最後に、青少年教育では、青少年が主体的行動を取ることで、コミュニティーの積極的な一員としての役割を發揮できるよう、自己決定する力を養うことを目指しました支援援助を行うことが必要で、その支援援助の手法として、イギリスや北欧を中心に導入されておりますユースワークの視点を取り入れることを提案してございます。

このスライドは、今まで申し上げたことを図で表してございます。中ほどの白い四角で囲った、左側が学校教育、そして右側が子供・若者施策、更に子供・若者施策とも重なりますが、社会的に困難を有する青少年へのターゲットアプローチは、既存の施策として実施されております。それらをつなぐ、全ての青少年を視野に入れた、ユニバーサルアプローチを活性化させることで、青少年の社会的・職業的自立を支援していこうというものでございます。

このスライドは、建議の章構成を示してございます。

第1章では、これまでの青少年教育施策の到達点を押さえるとともに、現代の青少年を取り巻く状況を踏まえまして、今後振興すべき施策の対象を明確化させる作業を行っております。

第2章では、今後求められる青少年教育の在り方について、ユニバーサルアプローチの視点から整理してございます。

第3章では、青少年教育の推進者とその役割について整理をいたしております。ここでは、今後の青少年教育、青少年への援助を担うNPO関係者を、青少年の成長を支えるユースワーカーとして位置付けて、行政はそれを支援していくという形の整理をしてございます。

第4章は、次のスライド以降でまた御説明をいたしますけれども、今後の青少年教育の在り方について、行政への提言を集めております。

今申し上げました、行政への提言の内容でございますけれども、まず前置きといたしまして、全ての青少年に、より良い未来の創造に向けた変革を起こす力を持てるようにするためには、学校教育を補完するとともに、学校段階終了後も青年期から成人期への円滑な移行を支援する施策を展開する役割、こういったものが青少年教育に期

待されているという状況がございまして、その中で、まず区市町村と東京都の役割分担を整理してございます。考え方といたしましては、基本的に発達段階論に基づいて整理してございまして、区市町村には乳幼児期から中学生段階までの青少年の支援、東京都には高校生段階から30代ぐらいまでのポスト青年期と言われる方々までの支援という形になります。特に重点を置くべきは、高校生段階からの支援としてございます。それらに基づきまして、後段は区市町村、東京都に求められる役割を整理してございます。

以上の役割分担を踏まえまして、審議会から東京都教育委員会に対しまして、四つの提言を頂きました。

1点目は、青少年教育における調査研究機能の発揮でございます。ここで重視するのは、青少年のニーズや課題を的確に把握することと考えてございます。

2点目は、今後、青少年教育を担うNPOや、民間団体の方々が、ユースワーカーとして効果的に活動を展開できるようにするためのネットワーク作りを支援し、それを拡充することでございます。

3点目は、ターゲットアプローチと比較して、財政的な支援が脆弱（ぜいじゃく）なユニバーサルアプローチを展開するNPOとの活動が活性化するための支援を行うこととしてございます。

4点目は、都教委が設置するユース・プラザ等で、本審議会の提言を踏まえた社会教育活動を展開することでございます。

地域教育支援部といたしましては、本建議の提言を今後の青少年教育の充実に生かしていく所存でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 非常に示唆に富んだ提言を頂いているなというように感じましたし、青少年あるいはポスト青年の方々を含めて、多様な意欲を持った人たちが、社会の中でそれぞれの力を発揮できるような、そういう環境づくりということが大切だと思っ

ておりますので、この青少年教育振興の在り方というのはすごく大事な問題提起をしていただいたなと思っております。

最後の提言四つはいずれも大事なことだと思いますが、4番目に少し関わるのかなと思うんですけれども、積極的に東京都がこういった活動を支援している、そしてそこで活躍している人たちを社会に発信していく、応援してあげるようなことを、もっともっとしていけたらいいなと思うんですね。EUとか、ヨーロッパ、北欧の取組などの専門家の方のお話などもあったと思うんですが、彼らがすごく優れているのは、詳しい方なんか来てお話されたようなんですけれども、やはり北欧社会とかを見ていると、当たり前のようにみんながそういう年代で様々な活動をするということが、社会的に認知されているので、自然にそこに参加していくわけなんですけれども、日本だとどうしても高校生、大学生、あるいは20代の方が、少し社会的な活動に参加するというと、ちょっと特殊なタイプとか、ちょっと変わった子だったりというようなイメージがまだあったり、なかなかその人たちがやっている活動というのを、時折メディアで取り上げていただいたりはしていますけれども、十分に社会的に浸透して、多くの人々が理解しているとはまだ思えないと思いますので、是非、都としても、本当に素晴らしい取組をしている人たちがたくさんいますので、それをメディアと連携したりしながら、積極的に情報発信をして、応援をしていくということをやっているだけでありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

【地域教育支援部長】 頂いたお話をきちんと受け止めて進めていきたいと思っております。よろしく願いします。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 やや辛口のコメントになるかもしれないんですけれども、この生涯学習分野であるとか青少年教育関係は、やや古いといえますか、あまり、1970年代から子供の発達に関する認識であるとか、現代社会の問題であるとか、その頃から青少年が置かれている環境が大きく変動しているということについて行けていないのではないのでしょうか。なので、このされていらっしゃるNPOの方たちとか、皆さんすごくよいモチベーションでされているとは思いますが、やや自己満足に陥っていないか、つまり実際に今助けを求めている青少年が、実際にそこにつながっている

のかというと、必ずしもそうではないという問題が非常に大きいと思うんですね。

私は、たまたま自分が理事長をしている一般社団法人教育のための科学研究所というところで、年間10万人近くの方々に教科書や新聞等を正確に読めるかということのテストをしていますけれども、中学生は中学校の教科書が正確に読めるということの能力値の分散が非常に大きくて、そして読める順番に偏差値の高い学校に進学していると。その相関係数が0.85もあるというような事実があります。それは何かというと、21世紀というのが、メールもそうですけれども、文章を読むということが前提の社会になっています。それが1970年代の工業化社会とは全然違う世の中になってきています。そして、そのことが求められる最低限のスキルになっています。

それを身につけずに中学校を卒業する、それは様々な理由があると思いますね。御本人の資質もあるかもしれないけれども、それ以外に家庭環境もあれば、バックグラウンドなどがあると。そういうようなことから、十分に読み書きが、今、21世紀に求められているようなリテラシーを獲得しないまま高校に行ったり、高校に入れなかったりというようなことがあります。そのことが大きなつまづき、社会参画ができない、例えば今だったらNPO活動をして社会参画しましょうとかと言っても、連絡がメールベースだったりします。それが読めなければ、その社会参画ができないということが起こるわけなので、様々なところで社会参画の窓を開けても、それが読めないことによってつながりません。だから、スマホを持っていない子はいませんよ。いませんけれども、実際に長い文章を正確に読めなければ、こういう支援にもつながらないという実態があるということ、もっと理解するべきだと思います。

そういう意味で、あまり科学的でなかったのではないですか。だから1974年からやってきたのに、実際は助けを求めている子供たちにしっかりつながれてこなかったのではないか、なぜこんなに長くやっているのにうまくいかないんだろうということ、もう少し科学的にPDCAを回すべきときが来ているのではないかと思います。ですから、有識者のお話を聞いて、スウェーデンのことを取り入れたらどうかなどということを考える前に、今なぜ私たちは助けを本当は求めている子につながれていないのか、その人たちをうまく社会参画させられていないのかということ、真摯に考えるべきことで、お仕事としてこなしていくことではないし、自己満足をしてはいけない

と考えます。

以上です。辛口でごめんなさい。

【地域教育支援部長】 御指摘のとおり、この社会教育の分野では、かなり昔に、集団の中でいろいろなイベントをすることで人間関係がつくられていくだろうといったような、楽観的な時代がずいぶん長く続いたことも事実でございますし、本当に必要としている人たちにどう届けていくかということはとても大事なお話だと受け止めさせていただきまして、これから努力していきたいと思っています。

【新井委員】 もう少し追加として、例えばT w i t t e rなんかを見ていたら、ハッシュタグ「今日泊めてください」と言っているような方たちはすごくいるわけですよ。その子たちは東京都じゃない子もいますけれども、東京都の子もいる。そういうような子たちが、なぜそんなところに助けを求めて、部長のところに助けを求めに行かないのかということ、痛みを持ってお考えいただきたいなと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 今回、ユニバーサルアプローチを展開されるということは、これはとても素晴らしいことだと思います。なぜならば、公衆保健分野でもユニバーサルアプローチが今大事だと言われていています。東京都では妊婦全数面接というのを始めて、これまで届かなかった、必要な人と分からなかった人が、分かって支援ができています。やはり早期発見、早期支援では、新井委員がおっしゃったように、必要な人を見つけきれない、潜在的なところまで届かないという実態があります。ですから、ユニバーサルアプローチをすることによって、更に支援する人たちが見つかるというか、その人たちに手当てをしなければいけなくなります。そうしたときに、この現在あるN P Oさんたちだけで大丈夫なのかというのがあります。やはり行政として本腰を入れて、何ができるかというのをもう一つ具体的に検討した方がいいかなと思います。

【地域教育支援部長】 御指摘のとおり、この審議会の御議論の中でも、福祉分野の専門の方もいらっしゃいましたし、福祉分野ではそういう話もどんどん進んでいると、ユニバーサルアプローチ等のお話ですけれども、そういう御指摘もあった中です

ので、私どもも遅れているという状態かもしれませんが、きちんと受け止めて進めていきます。しかも、行政がきちんと方針なりをお示しする中で、実際のお子さんたちとの対応は、もうその専門分野であるNPOの方々とうまくお任せできるような、そういう体制づくりのようなものが私どもも非常に必要ではないかと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員。

【北村委員】 先ほど新井委員がおっしゃったことは、すごく大事なことだと思うんですね。困難を抱えている青少年に対してどう支援をするか、また同時にそれはある種のターゲットアプローチでもあって、その支援はしっかりするということと同時に、青年期、青少年を含めてですが、特に東京都が今回、青年期、ポスト青年期を考えたときに、いわゆる困難を抱えているわけではないんだけど、自分が持っている能力をもっと社会の中で生かしたい、そういう場を求めている方々もたくさんいて、ちょっとそれは先ほどの困難な子を対象にする支援とまた別の場づくりとか、別の機会というものがあると思いますので、その辺りはやはりちょっと分けて考えなければいけないところがあると思うんですね。

青少年教育振興の中には、困難な子に対する支援は、それはしっかりやると同時に、なぜ、例えば北欧の社会なんかを見ていて僕らが学ぶことがあるかなという、これはもちろん青少年教育だけではないんですけれども、例えば大学生の平均年齢が北欧なんか25～6歳だったりするわけですね。つまり社会の中で非常に流動性があって、高校を出て大学に行くだけでなく、高校を出た後にいろいろな体験をして、その後大学に行ったり、あるいは在学期間中も休学して、何かを体験したりと、そういういろいろな場が実はあるからそういうことができたり、もちろん仕組みとして、非常に流動性をサポートしてくれる仕組みがあったり、日本のように新卒一括採用、だいたい、少し変わってきたとはいえ、基本的に新卒一括採用をしているような社会でもないんで、そういうことができます。

だから、もちろん教育行政だけでできることはすごく限られてはいるんですが、そういう社会状況の中で、人々が自分の年齢に応じて、自分が挑戦してみたいと思う

ことに挑戦したりする。そういうのをサポートするという場でもあるわけで、これも先ほどの困難を抱えているという子とはまたちょっと違う支援の在り方ですね。だから、そういった形で、青少年教育振興というのを考えたときには、恐らく少し整理をして、こういう問題に関してはここをしっかりと東京として考えなければいけません。そのときに、本当に新井委員おっしゃったような問題は、多分見えていないところがあるので、しっかりとデータに基づきながら、先生が正に集められているようなデータに基づきながら、こういう人たちに対してはこういった支援をしっかりとやろう、ただ同時に、そういう人ではなく、一見普通に生活しているように見えるけれども、もっともっと能力を発揮したい、場を求めている若い人たち、その人たちを応援するような、そういう振興事業があるはずで。ちょっとその辺りのところの議論がいろいろ整理をなくしてしまって、それを真っすぐ受け止められると、ますます混乱して進められるのではないかとちょっと心配になったものですから、一つずつのことを少し整理をしながら、その上で東京として何を本当にすべきかというところで、もしかしたら議論をされた中で、やはり困難を抱えている人たちへの支援というのが大事なんだ、むしろそちらを我々はこれからの時代もっと集中していきますよという議論になれば、それもそれでいいと思いますし、そこら辺がしっかりと、正におっしゃったようなデータとかがない中で、もちろん審議会の中ではデータを見たりされているんだとは想像はするんですが、その辺りは根拠に基づいて整理をして提示をしていただくと、より我々としても頑張ってくださいとなるのかなとちょっと思いましたので、コメントさせていただきました。

【地域教育支援部長】　　ちょっと御説明させてください。私の説明が言葉足らずだったと思います。今、先ほどの図をもう一度御覧いただいているかと思うんですけども、正にターゲットアプローチの対象となる方々も含めた、この共通する部分というのは当然ユニバーサルアプローチの場合もございますので、そこら辺をきちんと分けることも確かですし、意識した上で、ユニバーサルアプローチ、これは特にターゲットアプローチもまだまだ足りないという御指摘もそのとおりだと思うんですけども、ユニバーサルアプローチの分野も、私どもの方で、青少年教育の分野で進めていきたいというような考えでございますので、よろしく願いいたします。

【秋山委員】 ユニバーサルアプローチとしたときに、ターゲットアプローチもそうなのですが、北村委員のおっしゃったのは、子供たち、全ての方のウェルビーイングを求めていくということなのではないかなと思います。どの人にも、障害があっても、困難さがあっても、ウェルビーイング、この人たちがうまく生きていくということと一緒に考えるという。だから、ユニバーサルアプローチで初めてウェルビーイングが達成できるのではないかなと思います。

【教育長】 遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 私は今ターゲットアプローチのNPOの二つ役員をしております。一つは理事長であり、一つは理事なんです。一つは災害対応のターゲットアプローチであって、もう一つは縄文遺跡に関する、そのターゲットアプローチということなんですけれども、その中でもっていろいろ議論をしていくと、ユニバーサルの面も当然含まれています。特に災害対応なんかというのは、いろいろな災害があるものから、地震なのか、台風なのか、あるいはそうでないもの。今後、今、議論の中で、ユニバーサルアプローチというような御説明を頂いたのは、正にポストコロナの時代、この社会に何が起きてくるのか分からない、そういう中で特定の学校等だけでは対応できない部分について、このユニバーサルアプローチ的なNPOというのがやはり必要になってくるんだと思うんですね。

私はずっと考えていたんですけれども、待てよと、昔から日本にはそんなものがあったぞと。例えば戦後の農村社会における4Hクラブというものがございました。これは今の若者宿的なものもあったと。それは正にいろいろな地域で起こるいろいろなことについて、ユニバーサルアプローチ的な対応をしていたと思うんですね。そうしたものの延長戦、なまじ英語でユニバーサルなんて言うから訳が分からないのであって、前からあったぞと。

あるいは、私は地域社会で町内会の副会長というのをしておりましたけれども、その中で、地域社会で起こる諸々の問題について、もちろん災害対応もある、あるいは不登校の問題がある、あるいは学校の登下校の見守りの問題もある、様々な地域社会に起こってくる問題について対応する、それが町内会であります。その町内会においては、我々のような年代の者から学校の先生も入り、当然若者が入ります。例えば警

備やら何か学校の見守りにおけるものは若者が頑張ってくれてくれるということで、もちろんこういう形でのアプローチはあるんですけども、今あるユニバーサルアプローチ的な枠組みがいろいろなところにあると思うんですね。そういうものをやはり整理、統合して議論してみることも、新たに学者的な観点でもって、ユニバーサルアプローチなんて言うから訳が分からなくなるんであって、今あるものの中でこういうものがあるじゃないのということを勉強することも必要なのではないかなと思っております。私は、何期か忘れましたが、2期ほど私も生涯学習審議会の会長をしておったものですから、いろいろ御苦勞のほどはよく分かるんですけども、今ある社会の中の枠組みというもののの中に、ユニバーサルアプローチ的なものがたくさんあるのではないかと、いうことを付言しておきます。

【地域教育支援部長】 実はこの建議の本文の中にもございますけれども、かつては多くの自治会ですとか青年団といったところで、斜めの関係とか言われますけれども、ちょっと年上の方が、若手に対していろいろ教えてあげるといようなことが、当たり前のように行われてきたところが多くあったといような分析がある中で、それが減ってきているといような現状分析の中、そういったものを、あえてユニバーサルアプローチという言葉も片仮名なものですから、イメージをうまく伝えられないかもしれませんが、そういったものをこれから行政が意識的にきちんと整理していく、進めていく必要があるのではないかと、そういったような気持ちで書かれてございますので、御理解いただければありがたいと思います。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 ユニバーサルアプローチと言ったときに、困難を抱えていない人も含めてということはあると思うんですけども、そういうものというのは、実は例えば高大接続で、大学側が高校生に提供している機会であったり、あるいは数学オリンピックとか科学の祭典のようなものがあったり、様々なものが実はあります。ですので、そういうのをかぶせて東京都でやると、逆にイベント参加者を奪い合うといようなしょうもないことになっていきますので、そういう外がやっていることも認識しながら、それを例えば後援してもいいわけですし、それに参加を促すということだけでも十分だったりすることもあるでしょう。ですので、本丸のお金をつぎ込んでやらなきやい

けないこと、丁寧にやらなきゃいけないことは何なのか、イベントでは救えない方がより重い課題だと思いますので、イベントでは終わらせてはいけないものというのは何なのか、イベントでうまく人が集まっていなくて、動員をかけないと人が集まらないみたいなものはやめて、もっと深い、継続的なものに切り替えていくにはどうしたらいいか、そういう整理をする段階に今来ているのではないかなと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、多くの貴重な御意見を賜りました。御指摘の点を踏まえまして、施策展開に当たっての考え方を整備しながら、施策を進めてまいりたいと思います。それでは、本件につきまして報告として承らせていただきました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

10月14日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますけれども、10月14日木曜日午前10時から、ここ教育委員会室で予定しております。

以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明のとおり、次回の教育委員会につきましては10月14日に開催いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

日程そのほか、何かございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、この後非公開の審議に入ります。

(午前11時33分)